

## 第22回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 令和元年6月24日(月)  
午後3時00分～午後6時10分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第104号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第105号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第107号 非農地証明願について

議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第109号 本部町農業振興地域整備計画の変更について

議案第110号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農地担い手支援班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 ただ今から第22回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員をお願いします。  
書記は事務局職員をお願いします。

議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
事務局より報告をお願いします。

事務局 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
上記のことについて、別紙のとおり兩名の合意に基づき貸借契約を解除する  
こととしたので農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により  
農号委員会へ報告します。

1ページ目をお開き下さい。今回の報告件数は2件です。

番号1番 北里1224 登記、宅地 現況、畑 面積927.12㎡  
賃貸人:本部町在住A氏  
賃借人:本部町在住B氏  
解約の理由:両者の合意があったため  
添付資料説明

番号2番 伊野波354 登記、田 現況、畑 面積5297㎡のうち2400㎡  
賃貸人:本部町在住C氏  
賃借人:本部町在住D氏  
解約の理由:両者の合意があったため  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので次に進みます。

議長 議案第104号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第104号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 伊野波55 登記現況共に畑、面積311㎡

伊野波130 登記現況共に畑、面積422㎡  
伊野波131-1 登記現況共に畑、面積161㎡  
伊野波131-2 登記現況共に畑、面積116㎡  
伊野波133 登記現況共に畑、面積331㎡  
伊野波134 登記原野、現況畑、面積229㎡  
伊野波135 登記現況共に畑、面積292㎡  
伊野波384-1 登記現況共に畑、面積524㎡ 合計2,386㎡

利用権を設定する者：本部町在住E氏  
利用権の設定を受ける者：本部町在住F氏  
利用権の設定期間：10年（使用貸借）  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、議案第104号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしとのことですので、議案第104号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第105号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第105号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 瀬底467 登記現況共に、畑 面積338㎡  
譲渡人：沖縄市在住G氏  
譲受人：西原町在住H氏  
権利種別：所有権移転  
申請事由：週末宿泊用のセカンドハウスを建設したい。  
添付資料説明

番号2番 浜元952-1 登記現況共に、畑 面積772㎡  
譲渡人：浦添市在住I氏  
譲受人：奈良県にある株式会社J  
権利種別：所有権移転  
申請事由：近い将来息子へ会社を任せ、  
本部町に移り住む予定であり、管理がしやすい場所を選定した。  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

では、議案第105号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしとのことですので、議案第105号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第106号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の  
規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の  
規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 瀬底467 登記現況共に、畑 面積338㎡  
申請人: 沖縄市在住G氏  
譲受人: 本部町在住H氏  
転用目的: 別荘  
転用理由: 週末用のセカンドハウスを建築したい。  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

番号2番 瀬底2441 登記現況共に、畑 面積441㎡  
申請人: 本部町在住K氏  
譲受人: 沖縄市在住L氏  
転用目的: 墓  
転用理由: 平成18年に墓を建築したため。 ※追認案件  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

番号3番 瀬底1252 登記現況共に、畑 面積468㎡  
申請人: 広島県在住M氏  
譲受人: 本部町にある有限会社N  
転用目的: 倉庫  
転用理由: 自社用倉庫の建設にあたり、多方面からの問い合わせ等があり、  
貸し出し用の倉庫も建設し運営、営業したいと考える。  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

番号4番 備瀬699 登記現況共に、畑 面積193㎡  
申請人: 本部町在住O氏  
譲受人: 本部町在住P氏  
転用目的: 露天資材置場  
転用理由: 建築用資材置場として貸し出したい。 ※追認案件  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

番号5番 浜元952-1 登記現況共に、畑 面積772㎡  
申請人: 浦添市在住I氏  
譲受人: 奈良県にある株式会社J  
転用目的: 別荘  
転用理由: 社員旅行で沖縄に何度かきており、宿泊経費の削減のために、  
会社所有別荘を建築したい。  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

番号6番 埼本部4994 登記現況共に、畑 面積566㎡  
申請人: 本部町在住Q氏  
譲受人: 千葉県在住R氏  
転用目的: 一般個人住宅  
転用理由: もともと実家が沖縄県北部にあり、移住をしたい。  
農地区分: 連たん近接の第二種農地。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明します。  
番号1番は、計画内容にも問題がなく、事前着工なども見られませんでした。  
番号2番は、追認案件です。すでに墓が建っており、  
農地法の理解がなかったことが原因であるということです。

始末書の提出もあるということです。  
番号3番は、計画内容なども問題もなく、事前着工もありませんでした。  
番号4番は、追認案件です。実際に既に資材置き場として使用されておりますが  
始末書の提出もあるということです。  
番号5番は、計画内容も問題がなく、事前着工などもみられませんでしたが。  
番号6番は、計画内容も問題がなく、事前着工などもみられませんでしたが。  
以上で説明を終わります。

- 議長 パトロールに行った委員からの補足説明が終わりました。  
他になにか質問はありませんか。
- 3番委員 番号4番について、図面の中に焼却炉がみられるが、他法関係の許可は  
得ているのでしょうか。
- 事務局 許可が必要な焼却炉なのかどうか確認を関係各所へ確認をとり、  
必要であれば申請者へ対応をしてもらいます。
- 議長 他に質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第106号について、番号4番は総会后事務局より対応をもらい、  
他案件については提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
  
異議なしとのことですので、議案第106号は可決致します。  
  
次に進みます。
- 議長 議案第107号 非農地証明願について  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第107号 非農地証明願について  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されたので、農地法第2条に  
規定する農地又は、採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。  
  
1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数4件です。  
  
番号1番 願出人:名護市在住W氏  
申請農地:山川1026 登記、畑 面積399㎡  
申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草、雑木が繁茂している。  
所有者:金武町在住X氏  
添付資料説明  
  
番号2番 願出人:ん本部町在住Y氏  
申請農地:山川535-1 登記、畑 面積117㎡  
申請要旨:永年間放置され全く畑として利用できないため。  
所有者:浦添市在住Z氏  
添付資料説明  
  
番号3番 願出人:本部町在住A氏  
申請農地:山川535-6 登記、畑 面積560㎡  
申請要旨:土壌が悪く畑として利用していないため。  
所有者:浦添市在住A氏  
添付資料説明  
  
番号4番 願出人:本部町在住B氏  
申請農地:瀬底1505 登記、畑 面積371㎡

申請要旨:長い間利用していないので、木が茂って畑として利用出来ないため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 農地パトロールに行ってきたので、補足説明をいたします。  
番号1番は、資料の写真にあるとおり、木が生い茂っている様子でした。  
番号2番は、面積も小さく、農機具が進入できるような進入路もありませんでした。  
番号3番は、雑草のみが生えていて、すぐに農地として復元できそうな様子でした。  
番号4番は、資料の写真のとおり、木が生い茂っていました。

パトロールより、番号1,2,4番は可決相当で、番号3番については、  
否決相当であると思われます。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第107号について、番号1,2,3は可決決定、  
番号4番は否決決定してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第107号は可決または否決決定致します。

次に進みます。

議長 議案108号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第108号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の  
規定による許可及び同法施行令第2条第1項の規定により農業委員会の可否の  
意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 伊野波240 登記現況共に、畑 面積1240㎡  
伊野波244-1 登記現況共に、畑 面積542㎡

譲渡人:本部町在住C氏  
譲受人:本部町在住D氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号2番 備瀬2239 登記現況共に、畑 面積632㎡

譲渡人:那覇市在住E氏(他2名)  
譲受人:本部町在住F氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第108号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第108号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第109号 本部町農業振興地域整備計画一部見直しについて  
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第109号 本部町農業振興地域整備計画一部見直しについて  
上記のことについて、本部町より意見照会がありますので、農業振興地域の  
整備に関する法律第8条及び、同法施行規則第3条第2の規定により、  
農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開きください。照会件数は8件(10筆)になります。

整理番号1-1 伊豆味205-1(523㎡) 農用地区域 登記現況共に畑  
変更に係る面積523㎡ 計画内容:一般住宅

整理番号1-2 伊豆味2309(382㎡)2310(495㎡) 農用地区域 登記現況共に原野  
変更に係る面積877㎡ 計画内容:一般住宅

整理番号1-3 北里409(1,434㎡)410(586㎡) 農用地区域 登記現況共に原野  
変更に係る面積2,020㎡ 計画内容:共同住宅

整理番号1-6 石川20-1(757㎡) 農用地区域 登記現況共に原野  
変更に係る面積757㎡ 計画内容:一般住宅

整理番号1-7 石川37-1(1,437㎡) 農用地区域 登記現況共に畑  
変更に係る面積1,437㎡ 計画内容:共同住宅

以上、除外を求める申し出が、5件(7筆)になります。

続いて

整理番号1-9 瀬底6272-1(1,749㎡)登記、原野 現況、畑  
変更に係る面積1,749㎡ 計画内容:農用地

整理番号1-10 北里633-1 登記、現況共に畑  
変更に係る面積1,788㎡ 計画内容:農用地

整理番号1-11 北里1269(2,521㎡)登記現況共に畑  
変更に係る面積2,521㎡ 計画内容:農用地  
以上、編入を求める申し出が、3件(3筆)になります。

議長

説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第109号は適当との意見決定致します。

次に進みます。

議長 議案第110号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第110号 農用地利用配分計画(案)に係る意見決定について  
上記のことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による  
農用地利用配分計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 具志堅950-2 登記現況共に、畑 面積579㎡  
賃借権を設定する者:本部町  
権利の設定を受ける者:本部町在住G氏  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
では、議案第110号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第110号は可決致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 18時10分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義